

みなとくざいじゅう ざいきん ざいがく かと 港区在住・在勤・在学の方へ

みなとく す みなとく はたら みなとく がっこう かよ かと にほんごこうざ
港区に住んでいる、港区で働いている、港区にある学校に通っている方は、日本語講座の
じゅこうりょう はんがく ねん がつかいこうぶん しょうめいしょ かくにん ひつよう
受講料が半額になります。2018年9月開講分から、証明書の確認が必要になりましたので、
つぎ じゅんぴ ねが
次のとおり、ご準備をお願いします。

1 確認するもの

① 在住の場合

ざいりゅう じゅうみんひょう けんこうほけんしゅう こうきょうりょうきん せいきゅうしょ ほんにんあて
在留カード、住民票、健康保険証、公共料金の請求書（本人宛）、
かんこうちょう つうち ほんにんあて たじゅうしょ かくにん めんきよしょういなど
官公庁からの通知（本人宛）、その他住所が確認できる免許証類等

※ポイントカードやメンバーズカード等は不可とします。また、個人番号カードは取扱いができません。

※港区内にホームステイをしている方も、在住の扱いとします。ただし、①の証明書が確認できない短期
たいざいしゃ たいしょうがい
滞在者は、対象外となります。

※ホテルに滞在している場合は、対象外となります。

② 在勤の場合

ざいきんしょうめいしょ かいしゃ はっこう また してい ようしき しゃいんしょう
在勤証明書（会社が発行するもの又は指定の様式）、社員証

※名刺は不可とします。

※社員証に住所の記載がない場合は、提出時に会社の所在地を確認させていただきます。

※港区内の個人宅で働いている場合は、世帯主に指定の様式に記入してもらい、提出してください。

③ 在学の場合

がくせいしょう ざいがくしょうめいしょ きょういくきかん はっこう また してい ようしき
学生証、在学証明書（教育機関が発行するもの又は指定の様式）

※学校教育法で定められている教育機関のほか、インターナショナルスクールや専門学校等を含みます。

④ その他

その他の事情がある場合は、港区国際交流協会に相談してください。

2 確認方法

✧ 申請書で「在住・在勤・在学」にチェックした場合は、提出時に1に記載した証明書を確認します。

✧ 証明書のコピー（紙、FAX可）、証明書の写真（メール等で送付可）を提出してください。証明書を持参
した場合は、コピーをとらせていただきます。

✧ 講座料の支払い時までに証明書の確認ができれば、半額の支払いとなります。講座料支払い時までに
証明書の確認ができなかった場合には、全額をお支払いください。ただし、講座の6回目が終了するまでに
かくにん さいしゅうかい はんがく へんきん
確認ができれば、最終回到半額を返金します。